

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外607名

被告 長崎県外1名

2017（平成29）年9月3日

## 原告ら第4準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄  
外

本書面では、原告らが主張する被保全権利について追加主張し（第1）、本件工事によって原告らの被保全権利が侵害されることを述べる（第2）。加えて、そのような重大な権利侵害をもたらす工事が、原告らへの十分な説明なく行われていることを述べ（第3）、本件工事が差し止められなければならないものであることを明らかにする。

### 第1 原告らが主張する被保全権利について

#### 1 はじめに

本件工事によって侵害される原告らの権利利益は、生命・身体の安全、人間の尊厳（人間の存在そのもの）、人格権、税金を有効かつ適切に利用される権利であると主張しているのに対し、被告らは、これらの権利利益は権利としての具体性を欠かないしは権利の内容が不明確であるなどと反論する。しかし、生命・身体ないしは人間の存在そのものが脅かされる場合には侵害行為の差止が

認められることは明らかであるし、人格権が侵害される場合には侵害行為の差止が認められることも明らかである。また、税金を有効かつ適切に利用される権利についても、税金はその性質上有効かつ適切に支出されなければならないものであり、有効かつ適切に利用されていない税金支出行為は社会秩序に反する以上差止が認められる。

そのため、被告らの反論はあたらない。

そして、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害するものであるとき、その差止の要請が強く働くのは理の当然である。

## 2 被保全権利と侵害の事実

(1) こうばるでの生活で人々は、山でイノシシを獲ったり、山菜類を採ったり、川で魚をとる。水生生物を捕まえて遊んだり、季節ごとに変わる植物を楽しんだり、ホタルの乱舞を楽しんでいる。

農業については、先祖代々石垣や畔を整備し、水路を守り、土を作って受け継いできた田畑で作物を作る。その土地にあった工夫を重ねおいしい農作物を作っている。食用だけではなく、趣味のために草木を育て、その成長を楽しみにしている者も多い。

子どもたちは、こうばるの自然の中で、おたまじゃくしや魚を見つけたりと川や山の自然の中での遊びを満喫して、四季の移り変わりを直に体験する。

こうばるの人々が居住している自宅は多くが先祖代々暮らして来た家であり、柱の一本にも思い出が刻まれている。

このように、こうばるの人々は、先祖代々慣れ親しんだ豊かなこうばるの自然環境の中で生活し、今後もその生活を続けることを選択したいとしている。

そして、佐世保市、長崎県その他の地域に住み、本件の原告となっている人々は、こうばるの自然環境を無意味に破壊するような工事に反対する人々であり、また、自分たちが使うかもしれない水や水害防止の名目で、こうば

るの土地に住み続けたいと願っている人々の生活を奪い、こうばるから追い出すという選択を拒否する人々である。

## (2) 生命・身体の安全とは

人の生命・身体の安全は個人の排他的支配の及ぶものである。そのため、第三者による侵害は予定されていない。侵害が認められれば、それだけで直ちに、被侵害者による差し止め請求が容認される。

## (3) 人間の尊厳（憲法13条・25条）

人間の尊厳も、人間の存在に最も基本的なことがらであって、絶対的に保護されるべきものであることは疑いがない。

すなわち、人間の尊厳とは、社会において、居住する場所を選択し、その地域で家庭を築き、地域社会等を通じて様々な人間関係を築くことによって共同体を形成し、それらの共同体から多くの利益を受けて生活することである。

また、どの地域でいかなる人生を歩むかや、伝統や文化及び生業を継承することを選択し、いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有することであり、日々の生活においても自己決定権を行使し、将来においても自己決定権を行使しうることが保障されていることである。

さらに、地域と密着した職業を選択し、生涯にわたって地域や人との関係を築いて蓄積し、これを次世代に継承していくことすることも含まれる。

これらの権利利益すべてが人間の存在に基本的なことがらであって、人間の尊厳ということが出来る。

そのため、本件において、こうばるの人々の、そこでの暮らしを続け、守り、次世代に繋いでいこうとしていることは、人間の尊厳として絶対的に保護されるべきものである。

他方で、現に、生活を奪われ人間の尊厳を奪われようとしているこうばるの人々を目の当たりにして、他者の人間の尊厳を奪いたくないとすることも、

人間の尊厳の一つの現れである。そのため、こうばるの居住者以外の原告らが、こうばるの人々の生活を彼らから奪いたくないとすることも、人間の尊厳として保護される。

#### (4) 人格権

また、こうばるの人々が、そこでの暮らしを続け、守り、次世代に繋いでいこうとすることは、仮に、人間の尊厳とまでいえないまでも、個人の精神や人生、生活に関する利益であり、人格権として最大限の保護を受ける。

すなわち、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益の総体を人格権とし、この人格権に対する侵害行為に対しては差止め請求が認められるというのが判例上確立している。そして、こうばるの人々の主張する権利利益は、住み慣れた土地および築いてきた地域社会の中で生活をし、自然からの恩恵を受け、その生活を次世代に繋いでいくという、個人の精神および生活に関する利益であるから、人格権の内容であることは明らかである。

そのうえ、現在では、騒音や日照といった快適で健康な生活に必要な生活利益についても、裁判例において人格権の一内容として法的に保護されるとの判断がなされている。そのため、こうばるで暮らす原告らの、これまで暮らして来た快適で平穏なこうばるでの暮らしを続けるという権利利益は、人格権の一内容として当然に保護される。

#### (5) 小括

そして、本件工事の差し止めに請求すると主張する限りにおいて、原告らの権利利益は明確化されており、その範囲も明らかである。そのため、被保全権利たりえないとの被告らの主張は容れられない。

## 第2 本件工事によって原告らの被保全権利が侵害されること

### 1 はじめに

被告らは、工事は、適法に用地取得がなされた範囲で行われるものであるか

ら、工事が実施されたところで原告らの権利侵害がない、ないしは、工事は土地収用ののちに行われるのであるから、収用手続き自体を争うのであれば本件ではなく事業認定や収用裁決の取り消し訴訟で争うべきと主張する。そして、収用に際しては、起業地の不動産所有権等権利について法に基づく補償を受けられるのであるから人権侵害というだけの違法性はないと主張する。

しかし、これら被告らの主張は、原告らの主張する権利利益についてあえて矮小化し、かつ、事業認定および土地収用法の理解を誤っており、被告らの反論はあたらない。

## 2 本件工事による権利侵害

### (1) 生命・身体の安全について

被告は、石木ダム建設工事が続行することと、本来あるべき治水対策が行われないこととの間の因果関係は存在しないと主張する。

しかし、被告県は、川棚川の河川改修が計画どおりに行われれば過去に発生した大雨と同程度の雨量による水害は発生しないと述べている。そして、治水のために石木ダム建設を急がなければならないと再三主張するにもかかわらず、計画された河川改修を一向に実施しようとしなない。また、実施しない理由も明らかにされない。

加えて、治水対策としては、内水氾濫に対する対応も実施しておかなければならないところ、内水氾濫に対しては有効な対策を一切行っていない。

これら被告の態度は、石木ダムを完成させるため、その必要性に対する疑問を生じさせかねないような治水対策をあえて実施しないものとしかいいない。

### (2) 人間の尊厳および人格権について

原告らが主張している権利利益は、こうばるの土地に住み続けるというだけではない。こうばるの土地で続けてきた生活をこれまでどおりに続けることであり、これまで脈々と受け継がれてきた文化、環境を守り続けることで

ある。

そして、ダム建設のための工事がこれまでに用地取得がなされた範囲で行われるとしても、その付け替え道路はこうばるの自然を破壊し、環境を変えるものである。こうばるの人々の生活を変えるような工事が必要のないダムのために行われるのであり、それによって生活と環境が破壊される以上、それをこうばるの人々が受け入れなければならない理由はない。

また、被告らは、原告らの土地を収用手続き等によって取得したのちに工事を実施するのだから、原告らの権利の侵害はないとする。

しかし、そもそも土地収用手続きが対象としているのは所有権や財産権のみであるところ、原告らが主張する権利利益は所有権や財産権ではない。そして、土地が収用されたとしても現実には原告らが当該土地で耕作したり生活をつづけることができる。

そのため、やはり、原告らの生活を破壊し、こうばるの文化や環境、地域社会を破壊するのは実際に行われる工事という事実行為である。

### (3) 税金を適切に利用される権利

石木ダム工事は必要性のない無駄な工事であるから、そのために支出される税金も無駄に支出されている。石木ダム工事を行わなければ、そのために支出されていた税金を社会保障等他のより有益な施策に使用できていたことは明らかである。

ゆえに、石木ダム工事によって税金を適切に利用される権利が侵害されている。

### 3 事業認定および土地収用法との関係

また、被告佐世保市は、収用される際には適切な補償が行われると主張するが、その主張は誤りである。

原告らの主張する権利利益は、上記のとおり、人間の尊厳であり、尊厳ある個人としての生き方であり、平穏に生活する権利を含む人格権である。

対して、事業認定および土地収用法は、行政が特定の事業を行うために必要な土地等の収用又は使用のために公共の利益の増進と「私有財産との調整を図」るものである（土地収用法1条）。そのため、土地収用法ではもっぱら補償の対象は財産権に限られ、被告佐世保市の引用する裁判例でも、「本件起業地に存する本件不動産につき所有権、共有権、賃借権等を有する被控訴人らは、本件事業によりその権利を喪失することになるが、・・・その損失に対し、法に基づく補償を受けることができ」と判示して専ら財産権に対する補償を論じている。

すなわち、事業認定および土地収用法が予定するのは金銭補償で補てん可能な財産権の収用であって、逆に言えば、個人の尊厳や人生を奪い人格権を侵害するような事業および収用は想定していない。

そうである以上、13世帯もの人々の生活を強制的に奪い地域を消滅させる石木ダム事業は、適切な補償などしようがない。

加えて、本件では、そのような生活を壊し個人の尊厳を奪うような石木ダム工事が、原告らが生活をしているこうばるの地域内で行われ、自分の家・土地の目の前まで迫っているという異常事態が進行していることが、原告らの平穩に生活をする権利を侵害しているのであるから、原告らは土地収用手続きのみを争えば足りるとする被告らの反論は的を射ていない。

また、先般、長崎地方裁判所で判断された事業認定処分の執行停止申立事件についても、裁判所は、事業認定処分によっては「申立人らが起業地内である川原地区で人と人とのつながりの中で土地の自然と恵みを享受しながら生活し、その生活を続ける権利ないし価値」が直ちに侵害されるということとはできない、「申立人らが発生すると主張する損害は、本件土地の明け渡しを強制される結果生じるものであるから、その後続処分である代執行手続きの執行を停止することによって、その目的を達成することができる」としている（長崎地裁平成27年（行ク）第2号執行停止申立事件）。当該決定は、申立人らの権利利益に関する主張について誤った理解や評価をしているというそもそもの問題もあ

るが、加えて、申立人らの損害発生の時期を、明渡しを強制された後と限定している。

そのため、万一にも、民事差し止め訴訟において原告らの被侵害利益の保全のために本件工事の続行差止を争うことができないと判断された場合は、事業認定がなされた事業については、そもそも原告らは、事業の継続を差し止める手段を持たないことになる。被告らの主張は、原告らに対し、収用手続きが進み代執行手続きが申し立てられるまで目の前で工事が進むのを甘受しろと言い放つものであり、代執行手続きが行われるまで自分たちの土地建物が取り上げられるのをじっと待てと主張するものであり、あまりにも不合理である。

そして、事業認定の取消訴訟で争った場合でも、司法判断として、行政の事業についてその事業が一定程度実施された後には、事情判決として原告らの請求が棄却されることが容易に予想される（行訴法 31 条）。このことから、原告らの生活を守り、個人の尊厳を守るためには、一刻も早く工事を差止めるほかない。先般の長崎地裁決定は、「事情判決がなされる蓋然性が高いことについての疎明があるということとはできない」としたが、実態と大きくかけ離れた判断というほかない。

### 第 3 被告らの説明不足

石木ダムは佐世保市民のための利水と川棚川の治水を目的としたダムであるから、石木ダムから利益を受けるのはこうばるで暮らす人々以外の者たちである。こうばるで暮らす人々は、長崎県民および佐世保市民のために大きな犠牲を払うことを求められている。

そうすると、特定の者に、大きな犠牲を求める以上、起業者ないしは工事実施者は、最低でも、その工事を行う必要性があること、その犠牲を求める以外に適切な方法がないことを真摯に説明し、犠牲を払う人々を説得する等の措置をとらなければならない（熊本地裁昭和 50 年 2 月 27 日参照）。

しかし、被告らは、原告らがダム必要性について質問し、説明を求めても、原告らが理解できる説明はなされなかった。被告長崎県自身も、「事業認定告示以降は、改めて事業必要性にさかのぼって議論し直すのではなく、生活再建に向けて話し合う機会を得て、事業についての協力を得ようと努めてきた」と事業必要性について丁寧に説明したことはないことを認めている。原告らに対しては、ダムの必要性および、どうして自分たちの生活が奪われなければならないのかについての満足な説明はなされていない。

そして、事業認定告示まで被告県が行ってきたと主張する意見交換会や説明会では、ただ意見が聞かれるだけでダムの必要性について真摯な説明がなされる場ではなかった。また、意見交換会や説明会では、ダムが不要であるとの意見の方が多くあつたが、被告らは、それらの意見を真面目に検討することはなかった。

被告らは、原告らに説明したと主張するが、これらのことから明らかなように、原告らに適切な説明がなされたことはない。

なお、原告らが何度説明を求めても納得のいく合理的な説明がなされないということは、石木ダムが不要であるということを表すものである。

したがって、石木ダム建設工事は、その進め方に瑕疵があり、その責任は被告らにあるから、差止められるのは当然である。

また、そもそも、石木ダム建設については長崎県との間で「覚書」が交わされており、当該「覚書」に反して進められているという瑕疵も存在する。

#### 第4 結論

以上より、本件石木ダム建設工事およびそれと一体の工事によって原告らの権利が侵害されるため、差止が認められる。

以上